

茨城県報 第390号

平成4年10月22日

木曜日

目次

告示

	ページ
●第二種大規模小売店舗に関する告示(商業振興課)	1
●大規模小売店舗の廃止に関する告示(")	2
●土地改良区設立の適当決定(農地管理課)	2
●道路の区域の変更(2件)(道路維持課)	2
●道路の供用の開始(")	3
●土地改良法に基づく換地処分(土地改良事務所)	4
●土地改良区役員の就退任(2件)(")	4

(公安委員会)

●道路維持作業用自動車の指定	5
----------------------	---

(大規模小売店舗審議会)

●第二種大規模小売店舗における小売業に関する告示(3件)	5
------------------------------------	---

公告

●県営土地改良事業計画(2件)(農地管理課)	7
●開発行為の工事完了(建築指導課)	8
●道路の位置の指定(")	8

告示

茨城県告示第1256号

第二種大規模小売店舗に関する告示

次の事項に係る建物における小売業の事業活動については、調整が行われることがあるので、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律(昭和48年法律第109号)第3条第2項の規定により、告示する。

平成4年10月22日

茨城県知事 竹内 藤 男

- 1 届出者の氏名又は名称
有限会社加治
- 2 建物の名称及び所在地
ライフマーケット

水戸市吉沢町字西割 1 9 2 - 5 外

茨城県告示第 1 2 5 7 号

大規模小売店舗の廃止に関する公示

次の事項に係る大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和 48 年法律第 109 号）第 3 条第 2 項の公示は、その効力を失ったので、同法第 3 条第 5 項の規定により、公示する。

平成 4 年 10 月 22 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 届出者の氏名又は名称
有限会社スガヤファーム
 - 2 建物の名称及び所在地
ファッションセンターしまむら波崎店
鹿島郡波崎町字小玉台 6 8 8 2 - 2 外
-

茨城県告示第 1 2 5 8 号

行方郡麻生町大字富田 202 番地の 1 高崎勝夫ほか 17 名から認可申請のあった麻生南部土地改良区設立については適当と決定したので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 8 条第 6 項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成 4 年 10 月 22 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 縦覧に供する書類
麻生南部土地改良区定款の写し
麻生南部地区土地改良事業計画書の写し
 - 2 縦覧期間
平成 4 年 10 月 23 日から平成 4 年 11 月 18 日まで
 - 3 縦覧場所
麻生町役場
-

茨城県告示第 1 2 5 9 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、平成 4 年 10 月 22 日から 30 日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成 4 年 10 月 22 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 土浦竜ヶ崎線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
土浦市小岩田東 1 丁目 1102 番 1 地先から	旧	メートル 最大 40.0	メートル 2,750.0	
		最小 5.0		
土浦市大字右靱字島神向 2313 番 4 地先まで	新	最大 40.0 最小 5.0	2,750.0	
		最大 62.0 最小 8.0	4,070.0	

茨城県告示第 1260 号

道路法 (昭和 27 年法律第 180 号) 第 18 条第 1 項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、平成 4 年 10 月 22 日から 30 日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

平成 4 年 10 月 22 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 125 号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
土浦市大字右靱字内路地 1037 番 1 地先から	旧	メートル 最大 63.0	メートル 100.0	
		最小 41.5		
土浦市大字右靱字路地臺 1053 番 1 地先まで	新	最大 144.0 最小 41.5	100.0	

茨城県告示第 1261 号

道路法 (昭和 27 年法律第 180 号) 第 18 条第 2 項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、平成 4 年 10 月 22 日から 30 日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

平成 4 年 10 月 22 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 県道 水戸茨城線
- 2 供用開始の区間 水戸市下梅香 6 2 5 5 番地先から
水戸市下梅香 6 2 4 5 番地先まで
- 3 供用開始の期日 平成 4 年 10 月 22 日

茨城県告示第 1262 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 89 条の 2 第 9 項の規定により、県営土地改良事業吉川地区（全換地区）に係る換地処分をした。

平成 4 年 10 月 22 日

茨城県銚田土地改良事務所長 海 沼 哲 雄

茨城県告示第 1263 号

久慈郡水府村に事務所を置く水府南部土地改良区から、次のとおり役員が就任した旨、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 16 項の規定に基づき届け出があったので、同条第 17 項の規定により公示する。

平成 4 年 10 月 22 日

茨城県常陸太田土地改良事務所長 峯 岸 重 夫

就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
水府村大字松平 2 6 3	理 事	石 井 稔	
“ 大字国安 8 8	“	石 川 浩	

茨城県告示第 1264 号

笠間市石井 717 番地に事務所を置く、福田土地改良区から、次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 16 項の規定により届出があったので、同条第 17 項の規定により公示する。

平成 4 年 10 月 22 日

茨城県水戸土地改良事務所長 稲 葉 忠

1 退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
笠間市福田 5 5 9 番地	理 事	水 越 信 雄	

2 就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
笠間市福田 5 8 3 番地	理 事	水 越 進	
“ “ 2 3 1 1 番地	監 事	池 田 久 雄	

(公安委員会)

茨城県公安委員会告示第38号

道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)第13条第1項及び第14条の2第2号の規定により、道路維持作業用自動車の指定を行ったので公示する。

平成4年10月22日

茨城県公安委員会委員長 小倉 智 徳

道路維持作業用自動車の指定

指定番号	自動車登録番号	車名・年式	用 途	所有者・使用者氏名
2665	水戸11み 5359	いすゞ・4年式	道路維持作業用	茨 城 県
2666	水戸11み 5623	〃	〃	〃
2667	土浦11ゆ 717	〃	〃	〃
2668	土浦11ゆ 719	〃	〃	〃
2669	土浦11ゆ 718	〃	〃	〃

(大規模小売店舗審議会)

茨城県大規模小売店舗審議会告示第40号

第二種大規模小売店舗における小売業に関する公示

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則(昭和49年通商産業省令第17号)第9条の規定により、次のとおり公示しますから、意見を述べようとする者は意見の内容を記載した書面に、「(1)氏名又は名称及び住所(2)事業者にあつては、その事業の種類(3)略歴(法人及び団体にあつては、事業の沿革)(4)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、本日から2週間以内に茨城県大規模小売店舗審議会事務局(茨城県商工労働部商業振興課内)に到着するように提出して下さい。

平成4年10月22日

茨城県大規模小売店舗審議会
委員長 宇 野 秀

- 届出者の氏名又は名称
カトーデンキ販売株式会社
- 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地
カトーデンキ勝田AV館
勝田市東石川2-14-3外

- 3 現在の店舗面積
5 0 0 m²
- 4 増加しようとする店舗面積
4 0 8 m²
- 5 店舗面積を増加する日
平成 5 年 5 月 28 日

茨城県大規模小売店舗審議会告示第 41 号

第二種大規模小売店舗における小売業に関する公示

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則（昭和 49 年通商産業省令第 17 号）第 9 条の規定により、次のとおり公示しますから、意見を述べようとする者は意見の内容を記載した書面に、「(1)氏名又は名称及び住所(2)事業者にあつては、その事業の種類(3)略歴（法人及び団体にあつては、事業の沿革）(4)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、本日から 2 週間以内に茨城県大規模小売店舗審議会事務局（茨城県商工労働部商業振興課内）に到着するように提出して下さい。

平成 4 年 10 月 22 日

茨城県大規模小売店舗審議会
委員長 宇 野 秀

- 1 届出者の氏名又は名称
安全商事株式会社
- 2 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地
総合日曜大工センターアンゼン取手店
取手市大字寺田字佃 4 7 1 8 - 9 外
- 3 現在の店舗面積
1, 0 1 9 m²
- 4 増加しようとする店舗面積
1, 3 8 9 m²
- 5 店舗面積を増加する日
平成 5 年 5 月 26 日

茨城県大規模小売店舗審議会告示第 42 号

第二種大規模小売店舗における小売業に関する公示

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則（昭和 49 年通商産業省令第 17 号）第 9 条の規定により、次のとおり公示しますから、意見を述べようとする者は意見の内容を記載した書面に、「(1)氏名又は名称及び住所(2)事業者にあつては、その事業の種類(3)略歴（法人及び団体にあつては、事業の沿革）(4)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、本日から 2 週間以内に茨城県大規模小売店舗審議会事務局（茨城県商工労働部商業振興課内）に到着するように提出して下さい。

平成 4 年 10 月 22 日

茨城県大規模小売店舗審議会
委員長 宇 野 秀

- 1 届出者の氏名又は名称
カトーデンキ販売株式会社
- 2 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地
カトーデンキ那珂町バイパス店
那珂郡那珂町菅谷字堀ノ内 3 4 4 7-1
- 3 現在の店舗面積
4 0 0 m²
- 4 増加しようとする店舗面積
5 3 1 m²
- 5 店舗面積を増加する日
平成 5 年 5 月 14 日

公 告

●県営土地改良事業計画

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定に基づき、県営麻生南部地区土地改良事業（区画整理）につき計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成 4 年 10 月 22 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 縦覧に供する書類
県営麻生南部地区土地改良事業（区画整理）計画書写し
- 2 縦 覧 期 間
平成 4 年 10 月 23 日から平成 4 年 11 月 18 日まで
- 3 縦 覧 場 所
麻生町役場

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営麻生南部地区土地改良事業（排水対策特別）につき計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成 4 年 10 月 22 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

県営麻生南部地区土地改良事業（排水対策特別）計画書写し

2 縦 覧 期 間

平成 4 年 10 月 23 日から平成 4 年 11 月 18 日まで

3 縦 覧 場 所

麻生町役場

◎開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成 4 年 10 月 22 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

つくば市大字上大島字神明 1 7 3 6, 1 7 3 7, 1 7 3 8

2 事業主の住所及び氏名

つくば市大字上大島 1 6 8 7 - 1

東京フード株式会社

代表取締役 橋 谷 亮 助

◎道路の位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

平成 4 年 10 月 22 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

指定番号	指 定 年 月 日	申 請 者		道 路 の 位 置	道路幅員及び延長	
		氏 名	住 所		幅 員	延 長
浦土木指令 第1604号	4.10.9	太栄商事 株式会社 代表取締役 柴原 信	つくば市大字北 条5112-2	つくば市吉沼字西戸ノ 山469-10, 同番-11, 同番-12, 同番-14, 同番-15, 同番-16,	メートル 4.00	メートル 32.40



毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)
(休日の場合は線下発行) (金 2, 3 0 0 円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県総務部総務課

電話番号 0292 (21) 8 1 1 1 (代)